

令和3年 八潮市農業委員会5月総会 議事録

1 開催日 令和3年5月25日(火)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 八潮メセナ 研修室A(2階)

4 出席委員 8名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 4番 渋谷 稔 10番 新井 孝美

6番 齋藤 富子 12番 鈴木 新一

8番 小倉 雅樹 14番 田中 幸夫

5 欠席委員 7名

委員 3番 大野ヒロ子 11番 白倉 正浩

5番 荻野 恭子 13番 鈴木 隆

7番 福岡 達則 15番 松田 淳一

9番 飯山 敏行

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第9号 別段の面積の設定について

7 協議事項

八潮市都市計画マスタープラン策定委員会委員の推薦について

8 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件

9 その他

10 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまより八潮市農業委員会5月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。本日の総会も新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しまして、出席人数を削減するため、議員番号偶数の委員の皆様に出席いただいているところでございます。

その結果、本日の出席者数は8名となっておりますが、定足数に達しております。本日、農業委員会が成立しますことをまずご報告申し上げます。

また、本日の総会につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間が必要以上に長くならないよう配慮して進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

今月は偶数委員の農業委員会となりますが、皆さんお忙しいところご出席大変ありがとうございます。

先週の土曜日に、本来ならば枝豆ヌーヴォー祭なんですが、今年も枝豆まつりは例年の開催ができないということになっていまして、代わりに八潮市ふれあい農産物直売所前で枝豆の即売会をやったそうです。その日の夕方、NHKのニュースで取り上げられて、大変好評だったとか。ネットニュースで見ると、400ほど用意した枝豆の袋入りが30分で完売したと載っていました。この中にも関係者がいると思いますが、大変お疲れ様でした。

それから、先週の19日に、「昼めし旅」ってありますでしょう、テレビ東京の。それに〇〇の〇〇〇君の家で出たそうです。

それと、会長職務なんですが、本来ならば5月20日に埼葛地方協議会の総会があったんですが、やはり新型コロナウイルスの影響で書面決議という形になりました。

それから、6月16日にJAさいかつの総代会がありまして、やはりそれにも招待が来てい

たんですが、昨年同様、会場のほうの出席は控えるようにという連絡を受けましたので、欠席する予定です。

本日は議案が少なく、協議事項など、そんなに長くかからないと思いますが、皆さん、最後までご協力よろしくお願ひします。

○事務局長 大塚会長、ありがとうございます。

本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| ①八潮市農業委員会 5月総会次第 | A 4横 |
| ②経営耕地面積10a きざみ総農家数（議案第9号参考資料） | （資料 - 1） |
| ③八潮市都市計画マスタープラン策定委員会委員の推薦について（依頼） | （資料 - 2） |
| ④八潮市都市計画マスタープラン概要版 | 冊子 |
| ⑤農業委員会事務の実施状況の公表について | （資料 - 3） |
| ⑥令和4年度農林関係税制改正に関する要望について | （資料 - 4） |
| ⑦令和3年度全国農業委員会会長大会開催要領 | （資料 - 5） |
| ⑧令和3年度全国農業委員会会長大会議案 | （資料 - 5 - 2） |
| ⑨現況届提出のお願いについて（農業者年金） | （資料 - 6） |
| ⑩八潮市農業委員会慶弔規定（R3. 4. 23改正） | （資料番号なし） |

以上で全部で10点になります。配付漏れ等については大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思ひます。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願ひいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、どうぞよろしくお願ひいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思ひます。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、4番、渋谷稔委員、12番、鈴木新一委員にお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、分かりました。

◎議案第9号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第9号 別段の面積の設定につきましては、毎年農業委員会で協議しているものでございます。

別段の面積の設定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第9号 別段の面積の設定についてですが、別段の面積とは、農地法第3条の許可条件の一つであります面積要件のことです。こちら同3条第2項第5号のほうに都道府県50aと規定されているところなんですけれども、その規定とは別に、各農業委員会が地域の実情に応じて定めることができる面積、その面積のことを別段の面積といいます。

次第の1ページをちょっと読みますが、平成21年12月施行の改正農地法によりまして、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることとなっております。

この下限面積につきましては、農林水産省からの通知によりまして、毎年修正の必要性について審議することとされておりまして、八潮市農業委員会においては毎年4月か5月の総会で審議しているところです。第9号の提案なんですけど、次第1ページの(1)のところ、まず(1)農地法施行規則第17条第1項の適用についてなんですけど、2015年農林業センサス「経営耕地面積10aきざみ総農家数」というのがあるんですけども、これによりまして、八潮市の30a未満の農地を所有する農家数が全農家数の40%を超えていることから、規則により別段の面積は30aからの設定が可能となります。これどういうことかといいますと、資料1のほうを見ていただきたいと思いますけれども、こちらの表の上のほうは、八潮市の農家の経営耕地面積10aごとにまとめました農家数なんですけれども、別段の面積を設定する場

合は、その設定した面積より小さい経営耕地を持つ農家数が全体の農家数の40%を下回らないように決めなければなりません。この表を見ますと、八潮市の場合は、30 a までの経営耕地を持つ方々が全体の51.8%、40%を超えているということで、この30 a の面積を設定してもよい、そういうことになります。

八潮市では、平成29年6月の総会で、八潮市内では区画整理事業が多くの区域で施行されておりまして、減歩により所有農地が減少してしまう農家が多数存在すること、また、下限面積を下げることによりまして、担い手への農地の流動化も期待できることから、50 a から30 a に引き下げたところです。それ以降、特に支障は出ていない状況です。

次第1ページの(2)のほうなんですけれども、こちら農地法施行規則第17条第2項の適用についてということなんです、こちらの適用というのは、主に中山間地などでもう極端に担い手もいなくて、高齢化も進みまして、遊休農地が相当数発生しているような地域においては、新規就農を促進するために、先ほど言った10 a 当たりきざみ総農家数とかそういう話とは全く別に、新規就農を促進するために下限面積を下げてもいいという規定があります。この近くだとあまりいないんですけれども、下限面積1 a、さらに空き家をつけて新規就農を促進しているような地域が全国で、結構出てきております。ただ、八潮市の場合は遊休農地率はまだ低いので、こちらの(2)のほうを適用するような状況ではありません。

以上のことから、先ほど申し上げましたように、50 a から30 a に下げて以降、特に支障は出ていないことから、これから先につきましても、別段の面積については引き続き30 a としますというのが議案第9号の提案となります。ご審議のほうよろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ただいま事務局より、別段の面積の設定について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 4年前に50 a から30 a に引き下げて、その後、支障、影響がないわけですね。近隣の状況はどうですか。

○事務局 この辺は八潮だけです。県内だとさいたま市とか、川口市が設定していたと思います。

○議長 この辺はないんだ。

○事務局 この周りだと八潮だけです。

○議長 基本は50aですからね。

何かご意見ありますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 八潮は面積自体が少ないからよろしいんじゃないかと思いますが。

よろしいですか。

———— 委員より「はい」の声あり ————

○議長 特にないようであれば採決したいと思います。

別段の面積の設定につきましては、原案のとおり、現在の下限面積30 a を変更しないという
ことで、賛成の方の挙手をお願いします。

———— 挙手全員 ————

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎協議事項

○議長 次に、次第6、協議事項、都市計画マスタープラン策定委員会委員の推薦について、
事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料2のほうをご覧ください。

現在の八潮市都市計画マスタープランは平成21年に策定されたものでありまして、10年
以上経過しましたことから、社会、経済情勢等の変化を踏まえて内容の見直しを行うことと
なりました。その見直しを行うため、八潮市都市計画マスタープラン策定委員会というのを
設置することになりまして、その委員について農業委員会のほうに1名の推薦の依頼が来た
ものとなります。

どういうものをやるかというのをちょっとイメージするために、この概要版というのを都
市計画課のほうからいただきまして、事前に配付させていただいたところなんですけれども、
例えばこれから先の土地利用の方針とか、道路、交通システムの整備方針、水と緑の整備方
針、住宅、住環境の整備方針、公共公益施設等の整備方針、こういったものに向けてこの先
検討していくものと思われませんが、興味のある方や、やってみたいという方がいたら、積極
的にご参加いただければと思うところなんです、本日欠席となられている委員の方で、今
のところぜひやってみたいという声は届いていない、そういう状況なんです、どなたか1
名ご推薦いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長 それでは、どなたか都市計画マスタープラン策定委員会の委員をやってみたいという
方はいらっしゃいませんか。

ちなみに、これ10年に1回。前回の委員というのはどなたが。

○事務局 これは、委員会というのは、もう10年前になってしまうので、都市計画審議会とか
常時あるものとは別で、前回これをつくったとき、そのときのメンバーでいくと、農業委員

会は、このときは入っていないようです。園芸協会の〇〇〇さんが入っていました。

○事務局 この時は園芸協会にお願いしていたようです。会議の回数なんですけれども、1年に3回程度、1回目が7月ぐらいにあって、以降年3回のペースで2か年、2年間で作る計画ということです。

○議長 では、この策定委員会は2年間になるんですね。2年間だけ。

○事務局 2年間で仕上げていくということです。

○議長 どうでしょうか……………。

実は、事務局と私でこの委員の選定について、これは私が言ったんですが、鈴木隆委員はどうでしょうか、いいんじゃないですかと推薦をしまして、事務局に聞いてもらったんですが、そうしたら、鈴木隆委員は今状況的にちょっと忙しくて、すぐに返事してもらえなかったみたいなんですが、後日また連絡して聞いたら、誰もいなかったら引き受けてもいいですよというふうには言っていたので、もしこの中で候補者が出ないようでしたら、鈴木隆委員にお願いしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。一応本人に了解は得ているみたいなので。

それでは、ということで、同委員につきましては鈴木隆委員を推薦するというところでよろしいですね。

———— 委員より「はい」の声あり ————

○議長 ありがとうございます。

それでは、農業委員会より鈴木隆委員を推薦しますということでご報告ください。

○事務局 はい、分かりました。

◎転用等届出受理報告

○議長 それでは、次に、次第7、転用等届出受理報告についてでございます。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について3件、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について1件、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について4件、報告第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画公告の件について1件ございますが、今月も新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、会議時間が長くなならないよう配慮したいため、読み上げはなしにいたしますので、ご了承ください。

事前に目を通されているとは思いますが、今から数分、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がございましたらお願いいたします。3ページから6ページになり

ます。

———— 資料確認 ————

- 議長 それでは、転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

———— 委員より意見なし ————

- 議長 特にないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりにしたいと思います。

◎その他

- 議長 続きまして、次第8、その他にまいります。

その他につきましては、協議事項が1件、依頼事項が2件、報告事項が1件ございます。

初めに、協議事項、農業委員会事務の実施状況等の公表について、事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局 資料3のほうをご覧ください。こちらに書いてございますように、農業委員会等に関する法律の規定によりまして、農業委員会はその運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況、そのほか農業委員会における事務の実施状況について、指定の様式により毎年6月末までにインターネット等で公表しなければならないことになっております。その決められた様式が、資料3のほうをめぐっていただいて、まず、右側に出てきますのが、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画、これが前段の部分で、2枚さらにめぐっていただきますと、次に出てくるのが、別紙様式2としまして、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、昨年度の活動の点検、評価というところになるんですけれども、こういったことをこの様式に基づきまして記入した後、インターネットで公表することになっている、こういうことでございます。

事前にお配りしましたので、記載内容のほうは省かせていただきたいと思いますが、もしこの内容についてご意見がございましたらいただきたいと思います。ちなみに、今日欠席となる委員におかれまして、もし何かありましたら意見を寄せてくださいということで資料をお送りしたところなんですけれども、本日までは特に意見等は来ておりません。

以上です。よろしく申し上げます。

- 議長 ただいま事務局より農業委員会の事務の実施状況等の内容について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。ありませんか。

- 事務局 会長、ちょっと補足させてください。

この様式のほうで、1番のほうの農家数、総農家数とか自給的農家数とか、次の経営耕地面積とかありまして、ちょっと注意書きにありますけれども、こちらの数字、農林業センサスに基づいて記入ということになっているんですけれども、これ2015年の農林業センサスの数字なんですけれども、ほんの二、三日前に、2020年、新しい農林業センサスの結果が公表されたという話を聞いたので、ちょっとまだ確かめていないんですけれども、農林水産省のホームページを確認して、もし新しい数値が出ていましたら、この辺の数値、2020の農林業センサスに変えて、ホームページのほうに公表したいと思います。特に影響はないところなんですけれども、一応そういう形でやらせていただきます。

○議長 数字的には幾つか違っている可能性があるわけですね。

○事務局 そうですね。5年たっているので、やはり総農家等は減っていると思います。

○議長 面積はもちろんのことね。特に質問はございませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、資料3の内容で、6月末までにホームページに公表されるようお願いいたします。

次に、依頼事項1件目、令和4年度農林関係税制改正に関する要望について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料4のほうをご覧ください。

これは毎年この時期に依頼が来ているものになりますが、税制改正に向けた要望の募集となります。埼玉県農業会議のほうでは、県内の税制改正要望事項を取りまとめまして、全国農業会議所に毎年提出しています。全国農業会議所では、全国都道府県の農業会議の意見を取りまとめまして、農業委員会系統として政党に要請を行うという流れになっています。

資料4の添付書類のほうを見ていただきますと、4つに分かれておりまして、最初に出てくるのが農林水産税制の特例措置一覧、期限が迫っている特例の一覧表です。いっぱいあるんですが、2番目に、令和3年度農林関係税制改正の主な概要と令和4年度対策等について、3番目に、令和3年度税制改正の大綱の概要、4番目に、令和3年度税制改正主要事項・税制改正事項、このような資料がついているところです。

ちょっと内容がいっぱいありまして、見てみると、身近に感じられるような事項も少ないと思われるところなんです、農業に関することも相続税等が少し載っていたりしております、もし要望されるようなことがありましたら、資料1枚めくっていただいた2枚目に要望書の様式がありますので、こちらに記入いただいて、切り離して提出いただきたいと思います。

それで、要望する場合の留意点なんです、資料4の一番最初のほうに書いてありますけれども、まず、資料の1番目の適用期限が到来する特別措置の存続については、具体的な活

用事例などを踏まえた要望を記入してくださいということです。それと、単純に農業に必要なだからなどの要望ではなく、どのような効果が期待されるかなども記入してください、こういうことになっております。なかなかピンとくるものがないかなとは思われるんですけども、もし要望される事項がありましたら、事務局のほうで取りまとめて報告しますので、その際は6月18日金曜日までに事務局に報告いただきたいと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきましては、ご意見がございましたら6月18日までに事務局に提出されるようお願いいたします。

次に、報告事項、令和3年度全国農業委員会会長大会開催要領について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料5、資料5-2のほうをご覧ください。

こちらは、毎年5月末に全国農業委員会会長大会というのが開催されているんですけども、今年も感染防止対策ということで、参加人数を削減して行われることになっております。ただ、今年の場合は、大会の様子がインターネットでライブ配信されることになりましたので、ぜひ見てくださいと、そういったお知らせになるんですけども、実はこの大会がちょうど今、5月25日の1時半からですから、うちだけじゃなくていろいろな農業委員会の総会と重なってしまっていると思うんですけども、今ライブ配信されているということです。

当然、総会をやっているから我々は見ることができないんですけども、後日も、資料5のほうを1枚めくっていただきますと、下のほうにありますけれども、インターネットで農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイトというのがあるんですけども、ご覧のこちらのアドレスにアクセスすると会長大会の様が見られるということです。

検索をかけて、「農業委員 ポータルサイト」と入れると、ここにつながって見られるということです。それで、資料5-2のほうは、ちょうど昨日送られたものなんですけれども、この会長大会の資料です。この一部になります。資料を全部印刷してしまうと結構な量になりまして、この議案だけコピーさせていただいたんですけども、ほかに送られてきた資料というのは、代表的な農業委員会の活動事例報告とかそういったものがありますので、もしほかの資料を見たいということであれば、事務局のほうで提供しますので、お声をかけていただければと思います。そういうことですので、もし興味とお時間がありましたら、インターネットのほうで会長大会の様をご覧ください。以上です。

○議長 次に、依頼事項2件目、年金受給者の現況届提出のお願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料6のほうをご覧ください。

現況届提出のお願いということで、独立行政法人農業者年金基金より通知のほうが来てお

ります。

現況届のほうは、年金を受けている方、年金受給者の方が年金を受給する資格があるか否かということで、年に一度確認するために行われる届出になります。

こういったカードを記入して出していただくことになるんですけども、受給者の方には今月中にお手紙のほうが行きまして、6月1日現在、受給権の確認ということで、このカードに記入したものを農業委員会のほうに提出となっていて、毎年全員の皆さんに出していただいているところです。

受給者の方はもう重々分かっているかと思うんですけども、家族の方などから聞かれることもあるかもしれないので、そのときには受給権がある、生存されているということであれば、お名前、住所、電話番号などを書いて農業委員会のほうに直接出しに来ていただく手続になりますので、御本人が書けない場合には家族の方が代理で記載して提出するという書式になっていますので、もし何か聞かれたときにはご対応いただければと思います。

6月中に農業委員会のほうに提出というふうになっているんですけども、過ぎてしまっても、とにかく農業委員会のほうに出していただいて、全く出さないと、年金の受給のほうは11月の年金の支払いのほうから差止めになってしまうおそれもありますので、必ず出していただきたいということですので、よろしくをお願いします。

以上になります。

○議長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、次回の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回は令和3年6月25日金曜日になります。時間は午後2時から。今度の場所なんですけれども、JAさいかつ八潮八篠支店の2階の大会議室での開催となりますので、ご注意ください。6月25日金曜日です。

会場のほうが広いところですので、来月は出席人数を削減せずに全員出席ということをお願いしたいと思っています。

また、開催通知を発送する際に改めてお知らせさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より6月の農業委員会の総会のご案内がありました。

それでは、最後になりますが、皆様から全体を通して何かありましたらお願いいたします。

○事務局 事務局のほうから、農産物の放射能の測定の件でございますが、5月21日、環境保全型農業推進協議会の総会は今回書面会議で開催させていただきましたが、本年度、その中で、農産物の放射能測定について、今後の課題に対してご審議いただきました。

放射能測定も10年たちましたが、農産物の安全・安心ということで、市民の方にもちょっとその辺を分かっていたいただきたいということで、市のほうの放射能測定器で測定しておりましたが、10年間やっていた中で一度も数値を超えるようなことがなかったんです。また、併せて今回その協議会前に、春日部農林振興センターのほうにも聞きましたら、農産物の放射能濃度を測定しているところが八潮市だけだったんです、今の状況は。ほかの市ではもう実施していないということをお聞きしましたので、過去にも出ていないということであれば、八潮の農産物は安全だろうということで、今年から放射能濃度測定は行わないということで決まりました。

農業委員の皆様からも毎年ご提供いただきまして、これまで長くにわたりご協力いただきましたことに感謝申し上げます、事務局から報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 ほかにございませんか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 特にないようでしたら、これで議長の席を下ろさせていただきたいと思います。皆さん、ご協力ありがとうございました。

○事務局長 大塚会長、議事進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をいただきまして誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様にはご多用の中を八潮市農業委員会5月総会にご出席をいただきまして、慎重なるご審議をいただきましてありがとうございます。

皆さんも見たり、あるいは読んだりしたかと思いますが、昨日、夕張メロンが2個で270万円というご祝儀相場をつけたそうでございます。夕張は去年65万9,000株を植えたというふうにある業界新聞に出ておりまして、今年も65万株を移植する予定があったそうでございますけれども、技能実習生がコロナの影響で来日できずに人手不足でございまして、2万株ほど減収、移植できなかったというようなことが書かれておりました。

そういうところにもコロナの影響がございまして、今、私は先日1回目のワクチン接種をしてきましたけれども、接種増に向けた大型接種会場の整備も今検討されていまして、早く皆様方にワクチンが浸透しまして、先が見えるような時期になればと思います。

以上をもちまして、5月八潮市農業委員会総会を終わりにしたいと思います。ありがとう

ございました。

○事務局長 ありがとうございます。

これにて散会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後2時50分